

自家用有償旅客運送者の安全運転管理者選任義務について



**自家用有償旅客運送者は、令和4年10月1日から
安全運転管理者等の選任義務の対象外
となりました！**



Q4 「自家用有償旅客運送者」って何ですか？
うちは該当するのかなあ？

A4 道路運送法第79条（昭和26年法律第183号）の規定による国土交通大臣の登録を受けた者をいいます。
例えば、交通空白地有償運送を行う自治体や福祉有償運送を行う法人が挙げられます。



Q5 うちは「自家用有償運送者」に該当するのだけれど、現在選任している安全運転管理者はどうすればいいの？

A5 従前選任された安全運転管理者等の方に、今回の通知により、安全運転管理者等講習を受講させる法的義務はありません。
この場合、解任届を提出してください。



Q6 安全運転管理者を解任したら、自家用有償運送者の安全運転管理はどうなるの？

A6 今回の改正は、道路運送法施行規則第51条の17第1項の規定に基づき選任する運行管理の責任者の業務や運行管理の責任者講習の内容が改正されたことに伴うものです。
運行管理の責任者の業務などに関する質疑は、中部運輸局福井運輸支局（0776-34-1602）までお問い合わせ願います。



福井県警察